

【別表】

ユニフォーム等の着用基準について

ソフトテニス競技者は競技会において、マッチ中は本連盟の公認するメーカーのソフトテニスに適したユニフォームおよびシューズを着用するものとする。

1. ユニフォーム

襟（4～6 cm）付きで、前立てにファスナーかボタン付きの半袖のスポーツシャツと裾が膝より上のパンツ、またはスカートとする。ただし、女子のワンピース及びフレんチスリーブ、ノースリーブのスポーツシャツ（Tシャツを除く）はユニフォームとみなす。

2. シューズ

ソフトテニスに適し、テニスコートを傷つけないテニスシューズとする。

3. その他

マッチ中に使用する物品については、本連盟が認める場合（注1）を除き本連盟が認める範囲（注2）を超えて企業名、商標など広告とみなされる表示をしてはならない。

（注1）「本連盟が認める場合」とは主に競技会の協賛会社を競技会主催者がゼッケン等に表示する場合。

（注2）「本連盟が認める場合」とは、メーカー等の企業名、商標当のロゴで12 cm平方以内のもの、各製品それぞれ2箇所以内の表示とする。ただし、シューズについては片足について2箇所以内とする。

《ウェアに関する特例について》

- （1） オーバーウェア及び襟付き長袖スポーツシャツの着用については、大会主催者が認める場合のみ事前に選手に周知することにより着用可能とする。
- （2） アンダーウェア（インナーウェア）の着用については、襟元を除き、ユニフォームから露出しない場合は着用可能とする。
- （3） 長袖アンダーウェア及びスパッツは大会主催者が認める場合のみ、事前に選手に周知することにより、着用可能とする。

ただし、単色であること及び（1）の場合を除きユニフォームを着用することとし、スパッツについてはユニフォームから露出しないこと。